

独立行政法人国立文化財機構の見直し内容

令和 7 年 8 月 29 日
文 部 科 学 省

1. 政策上の要請及び現状の課題

(1) 政策上の要請

独立行政法人国立文化財機構（以下「本法人」という。）は、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的としている。我が国の国立博物館として、有形文化財の収集、保管、観覧を通じ、貴重な国民的財産である文化財を次世代に継承するとともに、文化財研究に関するナショナルセンターとして、文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等において、中核的な役割を果たしている。

近年、博物館の役割は世界的に高まっており、令和 4 年の ICOM（国際博物館会議）において、包括性、多様性、持続可能性、コミュニティなどの文言がミュージアムの定義に加えられ、社会的な課題解決も博物館の目的の一つであることが確認された。また、国内では、同年の博物館法の改正、令和 5 年の施行により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国や独立行政法人が設置する博物館には、他の博物館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館の事業の充実のための協力が努力義務化された。令和 2 年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」においても、文化資源保存活用施設に対して、求めに応じ助言や援助することが努力義務となっている。

令和 5 年度を始期とする「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」では、中長期目標は第 1 期から踏襲しつつ、重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」の中に、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化及び整備の着実な推進が位置づけられた。

令和 7 年 2 月に策定された、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」において、「文化財防災対策等」の協力が位置づけられ、本法人の文化財防災センターの役割として「我が国の文化財防災の取組から得

られた知見を活用し、文化遺産国際協力センターをはじめとする関係機関との連携を通じた文化財防災に関する国際貢献も望まれる」と明文化された。

（２）現状の課題

本法人は、以下に示すような現状課題に対応していくことにより、様々な社会的諸要請に応え、我が国の文化芸術の振興に資する施策を実施することが求められる。

- ・引き続き、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ること。特に、我が国の文化財は脆弱なものが多いことを踏まえ、適切な保存に留意しつつも、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、文化財の積極的な活用と多様な鑑賞機会の確保等を通じ、観光振興、地方創生に寄与すること。加えて、貴重な文化財の次世代への保存継承に関する国民の意識の涵養を図ること。
- ・文化財に関する専門的、技術的事項に関する唯一の国立研究機関として、文化財に係る新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究を継続的に行うとともに、科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基礎的な研究を行い、その成果をもって官公庁、博物館等の専門機関、文化財の所有者・管理者・修理技術者等が行う業務の質的向上に寄与すること。また、地震、台風、豪雨等の自然災害による文化財の防災・救援のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から必要な援助を行うとともに、専門的人材の育成を図ること。
- ・有形・無形の文化遺産に係る国際協働・協力に貢献する専門的機関として、国際条約等に基づく活動を積極的に推進すること。
- ・改正された「博物館法」を踏まえ、標本資料の貸出しや人材の育成、他の博物館の事業の充実のための協力といった、自らのリソースを活用した全国の博物館への支援等や、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の要請を踏まえ、文化資源保存活用施設の設置者の求めに応じて、情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置の実施に必要な助言その他の援助等を行うこと。

２．講ずるべき措置

（１）中期目標期間

本法人は、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的として事業を実施しており、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標期間は5年とする。

（２）中期目標の方向性

今中期目標期間に行ってきた事務・事業を継続して実施することを基本とし、以下の内容については、次期中期目標において重点事項として位置付ける。

○デジタル資源等の利活用に向けた整備と認知度向上の推進

文化財の新たな魅力や価値を引き出し、内外に向けて文化財を通した豊かな体験と学びを提供することで、地方創生、観光振興のみならず、文化財の次世代への確実な継承に繋げるため、所蔵品のデジタルアーカイブ化・オープンデータ化によるデジタル資源の利活用に向けた整備を進めるとともに、文化財活用センターを中心として、文化財に親しむためのレプリカや、映像コンテンツの開発、所蔵品の地方館への貸与促進、全国の博物館等への保存環境に関する助言・協力と、それらの取組の認知度向上に努める。

○文化財防災センターの機能強化

文化財防災・救援のための地方公共団体等との連携・協力関係構築、文化財防災のための技術開発、文化財防災に関する助言・援助等に加え、我が国の文化財防災の取組から得られた知見を活用した国際貢献に取り組むとともに、これら多様な要請に応えるための持続可能な仕組みを整備する。

○業務運営に関する事項

理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、引き続き想定される鑑賞環境の変化等に的確に対応するための業務改善や柔軟な組織体制の見直しとこれらに必要とされる職場環境を整備するとともに、長期的な観点に立って人材育成に取り組むなど、適切な業務運営に努める。

○財務内容に関する事項

展覧会、文化財の収集、調査研究、教育普及等の様々な事業を高い質で継続的に実施するためには、適切な運営費交付金や施設整備補助金の確保は必要不可欠であるが、本法人の活動の安定化と一層の充実・強化に向け、多様な財源のより一層の確保に努め、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。